

## ●市ホームページでの共同親権の周知について

### Q.

来年4月より改正民法が施行され、離婚後も父母が協力して子を養育する「共同親権」が導入される中、先日、世田谷区で生後3か月の乳児が母親に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。報道によれば、「親権を奪われるのが怖かった」との動機が語られました。今回、行政の周知啓発の欠如が事件の遠因となったことは明らかであり、市民の安全を守るべき世田谷区の責任は大変重いものであります。

その上で、御市にも過去に再三指摘させていただいておりましたが、法務省のURLを転送させるだけといった内容で、同様の批判を受ける恐れが大きいございます。そこで対策として、事件を踏まえて福岡県宮若市が公式ホームページにて公開した「共同親権に関する民法改正の周知ページ」は、市民理解を促す良識的な説明記載となっております。特に、子どもの人格の尊重(違反行為の例示を含む)、父母間の人格尊重および協力義務(違反行為の例示を含む)、親子交流の試行的実施、婚姻中別居時の親子交流、父母以外の親族との交流といった観点を明確に記載しており、市民が新制度の理念を正しく理解するうえで、極めて有益な内容です。つきましては、貴市におかれましても、ぜひ宮若市の取り組みを参考に、市民に分かりやすく共同親権制度の趣旨を周知する情報を掲載いただけますよう、お願い申し上げます。

共同親権の導入は、子どもの最善の利益と、父母双方の尊重を社会全体で実現していくための大きな一歩です。行政による積極的な周知啓発が、同様の悲劇を防ぐ大切な一助となることを心より願っており、何卒、早期ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。(令和7年12月受付)

### A.

当市の公式ホームページにおける「共同親権」にかかる掲載内容の充実について御提案いただきました。この制度改正は、令和8年4月1日に施行される事が閣議決定されました。その情報については随時更新されていることから、最新情報を御案内したいと考え、法務省のホームページのリンクを掲載しております。しかしながら、おっしゃるとおり、まずは共同親権制度の趣旨を知っていただくことが重要と考え、制度改正のポイントをホームページに掲載するよう指示しました。今後、速やかに、わかりやすくまとめた情報をホームページに掲載するとともに、市公式SNSで周知いたします。

(令和7年12月25日回答)

※上記の回答内容はすべて回答日時点のものであり、現在とは異なる場合があります。